

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に係る茨木市障害者
地域自立支援協議会への意見聴取について（報告）

茨木市総合保健福祉計画（第3次）の中間見直しにおいて、本市は茨木市総合保健福祉審議会へ諮問したところですが、当該計画で、障害福祉計画（第8期）及び障害児福祉計画（第4期）の策定にあたっては、法令の趣旨を踏まえ、次のとおり茨木市障害者地域自立支援協議会に対し意見を聴く（諮問する）ことにつき、報告いたします。

1 意見聴取事項

- ・適正なサービス提供基盤の整備について（意見申出制度の活用）
- ・相談支援体制の再編について

※本分科会が障害福祉計画（第8期）及び障害児福祉計画（第4期）の策定に係る審議を行うことから、茨木市障害者地域自立支援協議会に対する意見聴取は特に必要な事項に限って行うものとします。

2 根拠法

(1) 障害者総合支援法第88条第9項

(2) 児童福祉法第33条の20第9項

※市町村は障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないことを規定

3 その他

茨木市地域自立支援協議会から聴取した意見（答申）に関しては、令和8年10月14日開催予定の第3回分科会において報告する予定です。